

区分	■ 新規 □ 再提案 (. . 第 回総会 ; 市)		
種類	<input checked="" type="checkbox"/> 現行制度の改善又は拡充を求めるもの <input type="checkbox"/> 新たな施策の要望又は提案を求めるもの <input type="checkbox"/> 特に市町村への財政支援策等を求めるもの <input type="checkbox"/> その他 ()	分野	<input type="checkbox"/> 総務文教 <input checked="" type="checkbox"/> 社会環境 <input type="checkbox"/> 経済 <input checked="" type="checkbox"/> 危機管理建設
要望先	<input checked="" type="checkbox"/> 国	担当省庁	資源エネルギー庁、国土交通省、環境省
	<input checked="" type="checkbox"/> 県	担当部局	環境部、建設部
	<input type="checkbox"/> その他	名称	
件名	6 太陽光発電設備設置に係る法令・例規の制定について		
提案市	小諸市		
提案要旨	<p>太陽光発電設備の設置については、農地など法令による手続きが必要な土地以外は、届け出等の必要がないため、近隣住民等への事前説明や合意形成がなく、景観悪化や災害対策などから住民が反対する事例があり、今後も同様の事例が増えることが予想される。</p> <p>については、太陽光発電設備の設置に係る事前説明・許可制・住民合意・地元との協定など、営業権・財産権などの私権にも対応した法令・例規の制定を要望する。</p>		
提案理由	<p>平成24年7月に施行された再生可能エネルギー固定価格買取制度により発電設備の設置が促進され、その中でも事業開始手続き等が短期間で行える太陽光発電設備の設置がそのほとんどを占めている。</p> <p>カーボンニュートラルに向けた再生可能エネルギーの普及は喫緊の課題であり、設置を促進させるため関係法令の規制緩和が進められ、適正な利用に関する法令等は順次見直しがされてきた。</p> <p>しかし法令等が十分ではないと判断した自治体では必要に応じ独自の条例やガイドライン等による対応を行っており、地域ごとの設置基準の相違による格差が生じるおそれがあることから広域的な対応が必要である。</p>		
現況及び課題等	<p>太陽光発電設備は、建築基準法による工作物から除外されており確認申請の必要がないこと、また土砂災害警戒区域や土石流危険渓流などへ設置が可能のため、災害を心配する声がある。さらに、降雨時の傾斜地における雨水や土砂の流出も懸念されている。</p> <p>近隣住民は反射光や電磁波なども心配しており、説明が無いまま設置されてしまうと心理的にも不安になる。</p> <p>大規模な発電設備の設置は大手企業や都市部の企業が事業を実施していることが多く、利益が地元に還元されない状況であり、地域の財産である再生可能エネルギーの恩恵を地域に還元できる仕組みの構築も必要であると考えます。</p>		

	<p>当市においては、周辺環境に配慮し秩序ある開発を促すため、平成27年には環境条例の対象に太陽光発電設備を追加し、29年にはガイドラインを制定施行し、さらに31年にはガイドラインを改定してきた経過がある。</p>
<p>関係 法令</p>	<p>再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法 建築基準法 土砂災害防止法 環境影響評価法 長野県環境影響評価条例 環境基本法 長野県環境基本条例 森林法</p>